

香川県報



号 外

平成 15 年

12月19日(金曜日)

目次

条 例

- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例 (情報政策課) 四
- 一般職の任期付職員に関する条例 (行政企画課) 五
- 香川県立保健医療大学条例 (医務国保課) 七
- 香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (政策課) 九
- 香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例 (情報政策課、産業政策課、にぎわい創出課、サンポート高松推進課) 一二
- 香川県消費者保護条例の一部を改正する条例 (県民参画課) 一五
- 香川県駐車場条例の一部を改正する条例 (総務学事課) 一六
- 香川県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例 (行政企画課) 一六
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 (職員課) 一七
- 香川県保健福祉事務所、保健所及び香川県中讃福祉事務所条例の一部を改正する条例 (行政企画課、健康福祉総務課) 一七
- 香川県使用料、手数料条例及び香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例 (健康福祉総務課、教育委員会) 一八
- 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) 一八
- 香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (生活衛生課) 一八

(●印は、県法規集掲載事項) ページ

(行政企画課、県立病院・施設経営課) 一九
(経営支援課)

本号で公布された条例のあらまし

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく発行手数料及び情報提供手数料に関する条例(平成十五年香川県条例第六十号)

1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に伴い、電子証明書の発行手数料及び行政機関等に対する電子証明書の失効情報等の提供に係る手数料に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。

2 規則で定める日から施行することとした。

一般職の任期付職員に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号)

1 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の施行に伴い、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を円滑に採用することができるよう職員の任期を定めた採用等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県立保健医療大学条例(平成十五年香川県条例第六十二号)

1 高度化し、かつ、多様化する保健医療に的確に対応できる質の高い保健医療従事者の育成を図り、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与することを目的として、香川県立保健医療大学を設置するため、この条例を制定することとした。

2 平成十六年四月一日から施行することとした。ただし、一部の規定は、公布の日から施行することとした。

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十三号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち、市町が処理することとする事務及び対象となる市町を追加する等のため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十四号）

- 1 香川県サンポート高松交流拠点施設のうち、情報通信交流館、産業振興センター、観光情報センター、多目的広場及び駐車場について、平成十六年春から公の施設として県民の利用に供するとともに、施設の管理について指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十五号）

- 1 情報技術の進展などを背景に、不当な取引行為による消費者被害が急増していることから、これらの不当な取引行為に関する情報を消費者に提供することによって、その保護を図るため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県駐車場条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十六号）

- 1 香川県番町地下駐車場及び香川県玉藻町駐車場の管理について、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十七号）

- 1 地方自治法の一部改正により、条例により包括外部監査の対象とすることができる公の施設の管理についての規定が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十八号）

- 1 地方公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に伴い、引用する条項等を改めることとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

香川県保健福祉事務所、保健所及び香川県中讃福祉事務所条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第六十九号）

- 1 中讃地区における出先機関の再編整備として香川県中讃福祉事務所及び香川県中讃保健所の支所を廃止し、新たに香川県中讃保健福祉事務所を設置するため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例及び香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第七十号）

- 1 香川県健康増進センターの一部及び香川県立屋内水泳プールは、県内に類似のスポーツ施設が多数整備されたことにより利用者が大幅に減少していることに加え、施設の老朽化が著しいことなどから廃止することとし、関係条例について所要の改正を行うこととした。
- 2 平成十六年四月一日から施行することとした。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年香川県条例第七十一号）

例第七十一号)

- 1 食品衛生法等の一部改正に伴い、関係条例について引用する条項等を改めることとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。ただし、一部の改正規定は、公布の日から施行することとした。

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第七十二号)

- 1 児童養護施設である香川県立亀山学園は、地域バランスや要保護児童の受入能力を確保するために、県の西部地域において必要な施設であるが、県内にある二つの民間児童養護施設に比べ、果たしている機能や役割に基本的な差異がなく、県営施設として維持する必要性が乏しいと考えられることから、民間に移譲することとし、所要の改正を行うこととした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例(平成十五年香川県条例第七十三号)

- 1 貸金業の登録に係る手数料について、国及び他県との均衡を図るため、貸金業者登録申請手数料及び貸金業者登録更新申請手数料の金額を共に十五万円に改めることとした。
- 2 平成十六年一月一日から施行することとした。

条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき発行手数料及び情報提供手数料に関する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき発行手数料及び情報提供手数料に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号。以下「法」という。）の規定に基づき発行手数料及び情報提供手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(発行手数料)

第二条 知事は、法第三条第七項の規定により電子証明書の提供を受けた者から、法第三十四条第四項に規定する発行手数料（以下「発行手数料」という。）を徴収する。

2 発行手数料の額は、指定認証機関（法第三十四条第一項に規定する指定認証機関をいう。以下同じ。）が行う法第三条第六項の規定による電子証明書の発行に係る電子計算機処理等（法第十七条第三項第三号に規定する電子計算機処理等をいう。以下同じ。）に要する費用を基礎として、当該指定認証機関が定めるものとする。

3 知事は、第一項の規定により徴収した発行手数料を指定認証機関に納付するものとする。

(情報提供手数料)

第三条 法第三十四条第五項に規定する情報提供手数料の額は、指定認証機関が行う次に掲げる事務に要する費用を基礎として、当該指定認証機関が定めるものとする。

1 法第十八条第一項の規定による保存期間に係る失効情報の提供に係る電子計算機処理等

2 法第十八条第二項の規定による保存期間に係る失効情報ファイルの提供に係る電子計算機処理

等

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

2 香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中一の項を一の二の項とし、同項の前に次のように加える。

| | |
|---|-----|
| 1 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づき発行手数料及び情報提供手数料に関する条例（平成十五年香川県条例第六十号。以下この項において「条例」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの | 各市町 |
| 1 条例第二条第一項の規定による発行手数料の徴収 | |

ロ 条例第一条第三項の規定による発行手数料の納付

一般職の任期付職員に関する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第六十一号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十四条第六項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十二条並びに地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二十八条第四項の規定に基づき、県の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「職員」という。）の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用)

第二条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに必要として、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

1 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

1 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができるときが一定の期間に限られる場合

2 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

4 当該業務が公務外における実務の経験を通して得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができるときが一定の期間に限られる場合

(任期の更新)

第三条 任命権者は、前条第一項又は第二項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が五年に満たない場合において、あらかじめ当該職員の同意を得て、当該職員を採用した日から五年を

超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

(特定任期付職員の給与に関する特例)

第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員で同条第一号に規定する地方公営企業に勤務するものをいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。

| 給料 号 | 給料 月額 |
|---------|--------------|
| 1 | 円 404,000 |
| 2 | 457,000 |
| 3 | 514,000 |
| 4 | 585,000 |
| 5 | 668,000 |
| 6 | 781,000 |
| 7 | 913,000 |

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第一項の給料表に掲げる号給により難いときは、前二項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる七号給の給料月額にその額と同表に掲げる六号給の給料月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額とすることができる。

4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、人事委員会規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

(給与条例の適用除外等)

第五条 職員の給与に関する条例(昭和十六年香川県条例第五号。以下「給与条例」という。)第二章、第四条、第七条から第九条まで、第九条の四、第十一条の四及び第十四条の八の規定、公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号。以下「学校職員給与条例」という。)第五条から第七号まで、第十七号、第十九条の二から第二十二号の二まで、第二十四条の六及び第二十四条の七の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和三十三年香川県条例第五十三号)の二十四条の七の規定、産業教育手当の支給に関する条例(昭和三十三年香川県条例第三十一号)の規定並びに定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和三十五年香川県条例第三十一号)の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第九条の三、第十四条の三第一項、第十四条の四第一項及び第十四条の五第二項の規定の適用については、給与条例第九条の三中「職員」とあるのは「職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年香川県条例第六十一号。以下「任期付職員条例」という。)第四条第一項の給料表の適用を受ける職員(医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員に限る。)」と、「同条」とあるのは「前条」と、給与条例第十四条の三第二項中「職員が」とあるのは「職員又は任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員」と、給与条例第十四条の四第一項中「職員」とあるのは「職員」と、給与条例第十四条の五第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、給与条例第十四条の五第二項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第三条、第二十四条の二第一項及び第二十四条の三第一項の規定の適用については、学校職員給与条例第三条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）第四条の規定」と、学校職員給与条例第二十四条の二第一項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第二十四条の三第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十」とする。

（特定任期付企業職員の給与の種類及び基準に関する特例）

第六条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された企業職員である職員（以下「特定任期付企業職員」という。）の給料については、給料表を設けるものとする。

2 任命権者は、特定任期付企業職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、特定任期付職員業績手当を支給することができる。

（企業職員給与条例の適用除外等）

第七条 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号。以下「企業職員給与条例」という。）第三条から第六条まで、第六条の三、第九条から第十一条まで及び第十四条の規定は、特定任期付企業職員には、適用しない。

2 特定任期付企業職員に対する企業職員給与条例第二条第三項及び第十二条の二の規定の適用については、企業職員給与条例第二条第三項中「勤続手当」とあるのは「勤続手当、特定任期付職員業績手当」と、企業職員給与条例第十二条の二中「職員で」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員で」とする。

（委任）

第八条 この条例（前二条を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（香川県職員倫理条例の一部改正）

2 香川県職員倫理条例（平成十三年香川県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「職員及び」を「職員」、「に」、「をいう」を「及び一般職の任期付職員員の採用等に関する条例（平成十五年香川県条例第六十一号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員をいう」に改める。

香川県立保健医療大学条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 眞鍋武紀

香川県条例第六十二号

香川県立保健医療大学条例

（設置）

第一条 保健医療に関する高度の専門的な知識及び技術を教授研究し、県民の保健医療の向上と福祉の増進に寄与するため、香川県立保健医療大学（以下「大学」という。）を木田郡牟礼町に設置する。

(学部及び学科)

第二条 大学に、保健医療学部を置く。

第三条 保健医療学部に、看護学科及び臨床検査学科を置く。

(修業年限)

第三条 大学の修業年限は、四年とする。

(授業料等)

第四条 大学の授業料、入学選考の手数料及び入学金は、香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の定めるところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第四条及び第五条並びに次項（香川県使用料、手数料条例別表第一 第二表 手数料の部百九十五の項及び百九十六の項の改正規定に限る。）の規定は、公布の日から施行する。

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

2 香川県使用料、手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料中40の項を41の項とし、2の項から39の項までを一項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

| | | | |
|------------------|--------|-----|-----------|
| 2 香川県立保健医療大学 授業料 | 学生 | 一年度 | 五十二万八千八百円 |
| | 研究生 | 一月 | 二万八千九百円 |
| | 科目等履修生 | 一単位 | 一万四千四百円 |
| | 特別聴講学生 | 一単位 | 一万四千四百円 |
| | 聴講生 | 一単位 | 一万四千四百円 |

別表第一 第二表 手数料の部百九十五の項及び百九十六の項を次のように改める。

| | | | |
|------------------------|--------|----|-----------|
| 百九十五 香川県立保健医療大学入学選考手数料 | 学生 | 一件 | 一万七千円 |
| | 研究生 | 一件 | 九千八百円 |
| | 科目等履修生 | 一件 | 九千八百円 |
| 百九十六 香川県立保健医療大学入学金 | 学生 | 一件 | 十九万七千四百円 |
| | 県内者 | 一件 | 三十六万六千六百円 |
| | その他の者 | 一件 | 八万四千六百円 |
| | 研究生 | 一件 | 二万八千三百円 |
| | 科目等履修生 | 一件 | 二万八千三百円 |

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和二十九年香川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第十四号を第十五号とし、第三号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

三 香川県立保健医療大学

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十三号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成十一年香川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

る。

別表第一中一の二の項を一の五の項とし、一の項を一の二の項とし、同項の次に次のように加える。

一の三 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律百四号。以下この項において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下この項において「政令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第四条第一項の規定による指示
- ロ 法第四条第二項の規定による公表
- ハ 法第十条第一項の規定による申出の受理
- ニ 法第十条第二項の規定による調査
- ホ 法第十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
- ヘ 政令第三条第三項の規定による協議
- ト 政令第三条第四項の規定による報告

一の四 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下この項において「政令」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第八十三条第一項の規定による報告の徴収
- ロ 法第八十四条第一項の規定による立入検査
- ハ 法第八十五条第一項の規定による提出命令
- ニ 政令第十条第二項の規定による報告

一の五 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定による届出の受理
- ロ 法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定による告示

別表第一の一の二の項の前に次のように加える。

一 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づき事務のうち、次に掲げるもの

- イ 法第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定による届出の受理
- ロ 法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定による告示

高松市

別表第一の四の項を次のように改める。

| |
|--|
| <p>四 公衆浴場に対する措置の基準等に関する条例(昭和二十八年香川県条例第 高松市</p> <p>二十五号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 条例第二条ただし書の規定による承認</p> <p>ロ 条例第五条第七号の規定による報告の受理</p> |
|--|

別表第一の十六の項の次に次に加える。

| |
|---|
| <p>十六の二 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号。以下この項において「法」という。)及び電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号。以下この項において「政令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第四十五条第一項の規定による報告の徴収</p> <p>ロ 法第四十六条第一項の規定による立入検査等</p> <p>ハ 法第四十六条の二第一項の規定による提出命令</p> <p>ニ 政令第五十条第二項の規定による報告</p> |
|---|

別表第一の十九の項の次に次に加える。

| |
|---|
| <p>十九の二 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」普通寺市</p> <p>という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(特定行政庁の権限に係るものを除く。)</p> <p>イ 法第五条第一項の規定による届出の受理及び経由</p> <p>ロ 法第五条第二項の規定による勧告</p> <p>ハ 法第五条第四項ただし書の規定による通知</p> <p>ニ 法第十条の二の規定による報告書の受理</p> <p>ホ 法第十二条第一項の規定による助言等</p> <p>ヘ 法第十二条第二項の規定による命令</p> <p>ト 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収(浄化槽管理者及び浄化槽</p> <p>清掃業者に係るものに限る。)</p> <p>チ 法第五十三条第二項の規定による立入検査等(浄化槽管理者及び浄化槽</p> <p>清掃業者に係るものに限る。)</p> |
|---|

別表第一の二十三の項中リをタとし、チをヨとし、トをカとし、ヘをワとし、ホをラとし、ニをルとし、ハをヌとし、ロをリとし、イをナとし、チの前に次のように加える。

イ 法第二十四条第一項及び第二項の規定による命令及び質問(ロ及びハの指定(市町が設置する施設に係るものを除く。)に係るものに限る。)

ロ 法第四十一条第一項の規定による指定(特別養護老人ホーム(県が設置するものを除く。)

以下この項において同じ。)において短期入所生活介護の事業を行う場合及び特別養護老人

ホームに併設される事業所において当該特別養護老人ホームと一体的に短期入所生活介護の

事業を行う場合に限る。)

ハ 法第四十八条第一項第一号の規定による指定(県が設置する施設に係るものを除く。)

別表第一の二十二の項の次に次のように加える。

ニ 法第七十五条及び第八十九条の規定による届出の受理（ロ及びハの指定に係るものに限る。）

ホ 法第七十六条第一項及び第九十条第一項の規定による命令、出頭の要求、質問及び検査（ロ及びハの指定（市町が設置する施設に係るものを除く。）に係るものに限る。）

ハ 法第七十七条第一項及び第九十二条第一項の規定による指定の取消し（ロ及びハの指定に係るものに限る。）

ト 法第七十八条及び第九十三条の規定による公示（ロからニまで及びハの指定等に係るものに限る。）

| | |
|--|--|
| <p>三十二の一 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（イからヌまで及びヨからクまでに掲げるものについては、一の市町の区域に属する五ヘクタール未満の地域を施行地区として個人施行者（市町が個人施行者に含まれる場合を除く。）又は土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四条第一項、第十一条第四項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第四十五条第二項及び第八十六条第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第九条第三項（法第十条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第十条第一項、第二十九条第一項及び第九十七条第一項の規定による変更の認可</p> <p>ニ 法第十一条第七項、第二十九条第一項及び第三百三条第三項の規定による届出の受理</p> <p>ホ 法第十一条第八項、法第十三条第四項において準用する法第九条第三項並びに法第二十一条第四項、第二十九条第二項、第二十九条第五項、第四十五条第五項、第四百三条第四項及び第四百一十四条第三項の規定による公告</p> <p>ヘ 法第二十条第一項（法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧の指示</p> <p>ト 法第二十条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理</p> <p>チ 法第二十条第三項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知</p> <p>リ 法第二十条第五項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理及び手続の実施</p> <p>ヌ 法第四十九条の規定による承認</p> <p>ル 法第七十六条第一項の規定による許可</p> <p>ヲ 法第七十六条第二項の規定による意見の聴取</p> | <p>二十二の一 土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号。以下この項において「法」という。）及び土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（イからヌまで及びヨからクまでに掲げるものについては、一の市町の区域に属する五ヘクタール未満の地域を施行地区として個人施行者（市町が個人施行者に含まれる場合を除く。）又は土地区画整理組合が実施する土地区画整理事業に係るものに限る。）</p> <p>イ 法第四条第一項、第十一条第四項、第十三条第一項、第十四条第一項から第三項まで、第四十五条第二項及び第八十六条第一項の規定による認可</p> <p>ロ 法第九条第三項（法第十条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第十条第一項、第二十九条第一項及び第九十七条第一項の規定による変更の認可</p> <p>ニ 法第十一条第七項、第二十九条第一項及び第三百三条第三項の規定による届出の受理</p> <p>ホ 法第十一条第八項、法第十三条第四項において準用する法第九条第三項並びに法第二十一条第四項、第二十九条第二項、第二十九条第五項、第四十五条第五項、第四百三条第四項及び第四百一十四条第三項の規定による公告</p> <p>ヘ 法第二十条第一項（法第二十九条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による縦覧の指示</p> <p>ト 法第二十条第二項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の受理</p> <p>チ 法第二十条第三項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令及び通知</p> <p>リ 法第二十条第五項（法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告の受理及び手続の実施</p> <p>ヌ 法第四十九条の規定による承認</p> <p>ル 法第七十六条第一項の規定による許可</p> <p>ヲ 法第七十六条第二項の規定による意見の聴取</p> |
|--|--|

香川県条例第六十四号

平成十五年十月十九日

香川県サンポート高松交流拠点施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

- 1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正後の別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令若しくは条例の規定により知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に当該法令若しくは条例の規定により知事にされている申請その他の行為で、同日以後において同表の下欄に掲げる市の長が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令又は条例の適用については、当該市の長がした処分その他の行為又は当該市の長にされた申請その他の行為とみなす。

附 則

別表第二の三十の項中「(昭和二十九年法律第百十九号)」を削り、「坂出市 善通寺市」を「坂出市」に、「東かがわ市 内海町」を「内海町」に改める。

| | |
|---|--|
| ワ | 法第七十六条例第四項の規定による命令 |
| カ | 法第七十六条例第五項の規定による措置及び公告 |
| ヨ | 法第二百二十四条第一項の規定による検査及び命令 |
| タ | 法第二百二十四条第二項及び第二百二十五条第四項の規定による認可の取消 |
| シ | |
| レ | 法第二百五十五条第一項及び第二項の規定による検査 |
| ソ | 法第二百五十五条第三項の規定による命令 |
| ツ | 法第二百五十五条第五項の規定による総会等の招集 |
| ネ | 法第二百五十五条第六項の規定による理事等の解任投票 |
| ナ | 法第二百五十五条第七項の規定による議決等の取消し |
| ラ | 法第二百二十六条の規定による意見の聴取 |
| ム | 政令第十六条第二項及び政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十二条第一項の規定による保存 |
| ノ | 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十四条第一項の規定による申出の受理 |
| オ | 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十四条第二項の規定による決定、交付及び公告 |
| ク | 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十四条第三項及び第四項の規定による決定 |
| 名 | |
| キ | 政令第十六条第三項において読み替えて準用する政令第十二条第二項の規定及び第八項から第十一項まで並びに第十三条第一項の規定による指 |

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県サンポート高松交流拠点施設案例の一部を改正する条例

香川県サンポート高松交流拠点施設案例（平成十五年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次の五号を加える。

三 情報通信交流館

四 産業振興センター

五 観光情報センター

六 多目的広場

七 駐車場

第二条中「交流拠点施設」を「前条第二項各号（第三号及び第五号を除く。）に掲げる施設」に改める。

第三条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第三条 交流拠点施設の各施設の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第二項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 当該施設の平等な利用が確保されること。

2 当該施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、その施設の効用を十分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他交流拠点施設の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認める基準

3 知事は、当該施設の特性に依じた管理の必要性その他の特別な事情があるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、当該施設の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

第四条を第八条とし、第三条の次に次の四条を加える。

（利用料金の収受）

第四条 知事は、第一条第二項第三号に掲げる施設について、当該施設に係る指定管理者に別表の上欄に掲げる施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

（利用料金の承認）

第五条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。この場合において、指定管理者が定める利用料金の額は、別表の上欄に掲げる施設等の区分に応じ、同表の中欄

に掲げる単位につき、同表の下欄に定める額を超えてはならない。

(利用料金の減免)

第六条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第七条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

附則第二項のうち香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)別表第一第一表

使用料の部 一 公の施設の使用料16の項の次に17の項を加える改正規定中 「附属設備及び器具使用料」

| | | | | | | | | | | | |
|----------|--------|----|---------|-------|----------|--------------|-----|--------|-------------|--------------------|-----|
| 産業振興センター | 事務室使用料 | 一月 | 一平方メートル | 多目的広場 | 多目的広場使用料 | 午前九時から午後十時まで | 駐車場 | 駐車場使用料 | 一台につき三十分当たり | 附属設備及び器具の別に規則で定める額 | 使用料 |
|----------|--------|----|---------|-------|----------|--------------|-----|--------|-------------|--------------------|-----|

の別に規則で定める額

を

三千円

範囲で規則で定め万五千円を超えない

に改める。

五十円を超えない
範囲で定める

附則の次に次の別表を加える。

別表（第四条、第五条関係）

| 施設等 | 単位 | 金額 |
|--|-----------|-----|
| 大研修室 | 一時間当たり | 二千円 |
| 小研修室 | 一時間当たり | 五百円 |
| 多目的ホール | 一時間当たり | 五百円 |
| スタジオ | 一時間当たり | 三千円 |
| スタジオサロン | 一時間当たり | 千円 |
| 専用使用の場合 プロドバント編集工房 コンピュータグラフィックス 合成装置 映像編集装置 音響編集装置 | 一時間当たり | 五百円 |
| その他附属設備及び器具 | 別に規則で定める額 | 五百円 |

附則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第六十五号

香川県消費者保護条例の一部を改正する条例

香川県消費者保護条例（昭和五十年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の三の次に次の一条を加える。

（不当な取引行為に関する情報の提供）

第七条の四 知事は、事業者が不当な取引行為を行っているとして認める場合において、当該不当な取引

行為による消費者の被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消費者に対し、当該事

業者の氏名又は名称及び住所並びに当該不当な取引行為の内容その他必要な情報を提供するものと

する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第六十六号

香川県駐車場条例の一部を改正する条例

香川県駐車場条例（平成五年香川県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第三条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に

規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 知事は、法人その他の団体であつて、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、そ

の申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

1 駐車場の平等な利用が確保されること。

2 駐車場の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、駐車場の効用を十

分に發揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであ

ること。

3 事業計画書に沿つた管理を安定して行う能力を有していること。

4 その他駐車場の設置の目的を効果的に達成するため知事が必要と認めると認める基準

3 知事は、駐車場の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事情があると認めるときは、前項の

申請をすることができる団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これ

らに準ずるもの二分の一以上を出資している法人に限ることができる。

4 第二項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他知事が必要と認め

る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

5 指定管理者は、規則で定める管理の基準に従い、駐車場の維持管理その他の規則で定める業務を

行うものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正前の第三条の規定は、改正後の第三条第二項の規定による指定がされるまでの間は、なおそ

の効力を有する。

香川県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第六十七号

香川県外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

香川県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成十一年香川県条例第三号）の一部を次のよう

に改正する。

第二条第五号中「委託し」を「行わせ」に、「委託に」を「管理の業務に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第六十八号

議会の議員その他非常勤の職員が公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年香川県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十九条及び第七十条」を「第六十九条第一項及び第七十条第一項」に改める。

別表第一備考中「別表第一」を「別表第二の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香川県保健福祉事務所、保健所及び香川県中讃福祉事務所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第六十九号

香川県保健福祉事務所、保健所及び香川県中讃福祉事務所条例の一部を改正する条例

香川県保健福祉事務所、保健所及び香川県中讃福祉事務所条例（昭和二十九年香川県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

香川県保健福祉事務所及び保健所条例

第二条第一項の表香川県東讃保健福祉事務所の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|--------------|-----|-----|-----|------|-----|------|
| 香川県中讃保健福祉事務所 | 丸亀市 | 丸亀市 | 坂出市 | 善通寺市 | 綾歌郡 | 仲多度郡 |
|--------------|-----|-----|-----|------|-----|------|

第六条を削る。

附則第一項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年香川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

する。

第十二条第一項第一号中「中讃福祉事務所」を削る。

香川県使用料、手数料条例及び香川県入水工施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県条例第七十号

香川県使用料、手数料条例及び香川県入水工施設条例の一部を改正する条例

（香川県使用料、手数料条例の一部改正）

第一条 香川県使用料、手数料条例(昭和二十七年香川県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料22の項を次のように改める。

| | | | | |
|----|-------------|-----------|---------|--------------------|
| 22 | 香川県健康増進センター | 健康度測定診断指導 | 一人につき一回 | 八千円を超えない範囲で規則で定める額 |
| 1 | 料 | 骨密度測定料 | 一人につき一回 | 五百円 |

別表第一 第一表 使用料の部 一 公の施設の使用料中31の項を削り、32の項を31の項とし、33の項から41の項までを一項ずつ繰り上げる。

(香川県スポーツ施設条例の一部改正)

第二条 香川県スポーツ施設条例(昭和二十九年香川県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「香川県立屋内水泳プール 高松市」を削る。

第六条第二項中、「香川県立屋内水泳プール」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例(昭和三十九年香川県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な標準

に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七十一号

香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例及び食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な標準に関する条例の一部を改正する条例

(香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例の一部改正)

第一条 香川県保健衛生及び環境関係試験検査等手数料条例(昭和四十二年香川県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

(食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な標準に関する条例の一部改正)

第二条 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な標準に関する条例(平成十二年香川県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十九条の十八第八項及び第二十條」を「第五十条第二項及び第五十一條」に改める。

第二条中「第十九條の十八第八項」を「第五十条第二項」に改める。

第三条中「第二十條」を「第五十一條」に改める。

別表第一第二号イ中「指定する」を「登録を受けた」に改め、同表第九号イ中「第十九条の十七第一項」を「第四十八条第一項」に改める。
別表第三第十一号ロ中「と体」を「とたい」に改める。
附 則
この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条中食品衛生法に基づく公衆衛生上必要
な基準に関する条例別表第三第十一号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七十二号

香川県児童福祉施設条例の一部を改正する条例

香川県児童福祉施設条例（昭和二十九年香川県条例第十五号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
香川県立斯道学園条例

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 香川県立斯道学園を高松市に設置する。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三条中「児童福祉施設」を「香川県立斯道学園」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年香川県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は亀山学園」及び「養護」を削り、同項第二号中「児童指導員」を「又は」に改め、「又は保育士」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「前二号」を「前一号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第三号を削り、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十七条の表第二十五条第二項第三号の項を削る。

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年十二月十九日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第七十三号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和二十七年香川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月十九日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

別表第一 第一表 手数料の部 二百九十九の項及び三百の項中「四万三千円」を「十五万円」に改

める。

附 則

この条例は、平成十六年一月一日から施行する。



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています